

令和5年度 第1回 岩手県森林審議会林地保全部会

日 時 : 令和5年5月22日(月)
15:00~17:00
場 所 : 岩手県水産会館
5階大会議室

審 議 次 第

1 開 会

2 あいさつ

3 報告事項

10ha未満の林地開発許可(令和5年1月26日~令和5年5月21日)について

【資料No. 1】

4 審議事項

(1)奥州市江刺田原字横懸地内の土石の採掘に係る林地開発許可について 【資料No. 2】

(2)下閉伊郡岩泉町上有芸字向平地内の工場、事業場の設置(風力発電施設)及び道路の開設に係る林地開発許可について 【資料No. 3】

5 その他

6 閉 会

令和5年度 第1回 岩手県森林審議会林地保全部会出席者名簿

区 分	役 職 名	氏 名	出 欠
岩手県森林審議会 林地保全部会	部 会 長	伊藤 幸男	出席
	委 員	阿部 知彦	欠席
	委 員	川村 冬子	出席
	委 員	佐藤 美加子	出席
	委 員	横澤 孝志	出席
事 務 局 岩手県農林水産部 森林保全課	総括課長	田村 聡	
	技術主幹兼保全・ 治山林道担当課長	林 春彦	
	主任主査	神成 貞雄	
	主 査	北林 健	
	主 査	根本 悠平	
	主 任	高橋 善孝	
県南広域振興局林務部	主任主査	白藤 清伸	

【 報 告 事 項 】

10ha 未満の林地開発許可（令和5年1月26日～令和5年5月21日）

について

岩手県森林審議会林地保全部会

令和5年5月22日

森林審議会の意見聴取を要しない10ヘクタール未満の林地開発許可について

令和5年1月26日開催の森林審議会で「森林審議会の意見聴取を要しない10ヘクタール未満の林地開発許可実績」について報告しましたが、前回報告から令和5年5月21日までの許可実績は、土石の採掘1件、1.7188ヘクタール、工場、事業場の設置3件、24.5507ヘクタールで合計26.2695ヘクタールとなっています。

10ヘクタール未満の林地開発許可一覧表

(令和5年1月26日から令和5年5月21日まで)

開発行為の目的	件数(件)	許可面積(ha)	摘要
土石の採掘	1	1.7188	
工場、事業場の設置	3	24.5507	
合計	4	26.2695	

森林審議会諮問対象外の林地開発許可実績（目的別）

（令和5年1月26日～令和5年5月21日）

No.	開発行為者名	開発の目的	開発行為地	区域面積 (ha)	森林面積 (ha)	許可面積 (ha)	許可年月日	備考
1	株式会社ゴトウ	土石の採掘	奥州市江刺田原飛沢235番1ほか5筆	2.6857	2.6857	1.7188	R5.4.20	土石の採掘
	計	1件		2.6857	2.6857	1.7188		
1	株式会社カガヤ不動産	工場・事業場	金ヶ崎町六原後平2番2ほか16筆	17.3632	14.7292	9.7503	R5.2.16	工業団地造成
2	株式会社IJTT	工場・事業場	北上市和賀町後藤第2地割48番1	10.6956	10.6956	7.9874	R5.3.30	工場用地造成
3	エフビットコミュニケーションズ株式会社	工場・事業場	盛岡市好摩字和台47番1ほか25筆	18.1675	11.7421	6.8130	R5.4.27	太陽光発電施設
	計	3件		46.2263	37.1669	24.5507		
	合計	4件		48.9120	39.8526	26.2695		

【森林審議会諮問対象外】
林地開発許可累計面積が10ha未満のもの。

【 審 議 事 項 】

奥州市江刺田原字横懸地内の土石の採掘に係る林地開発許可について

岩手県森林審議会林地保全部会

令和5年5月22日

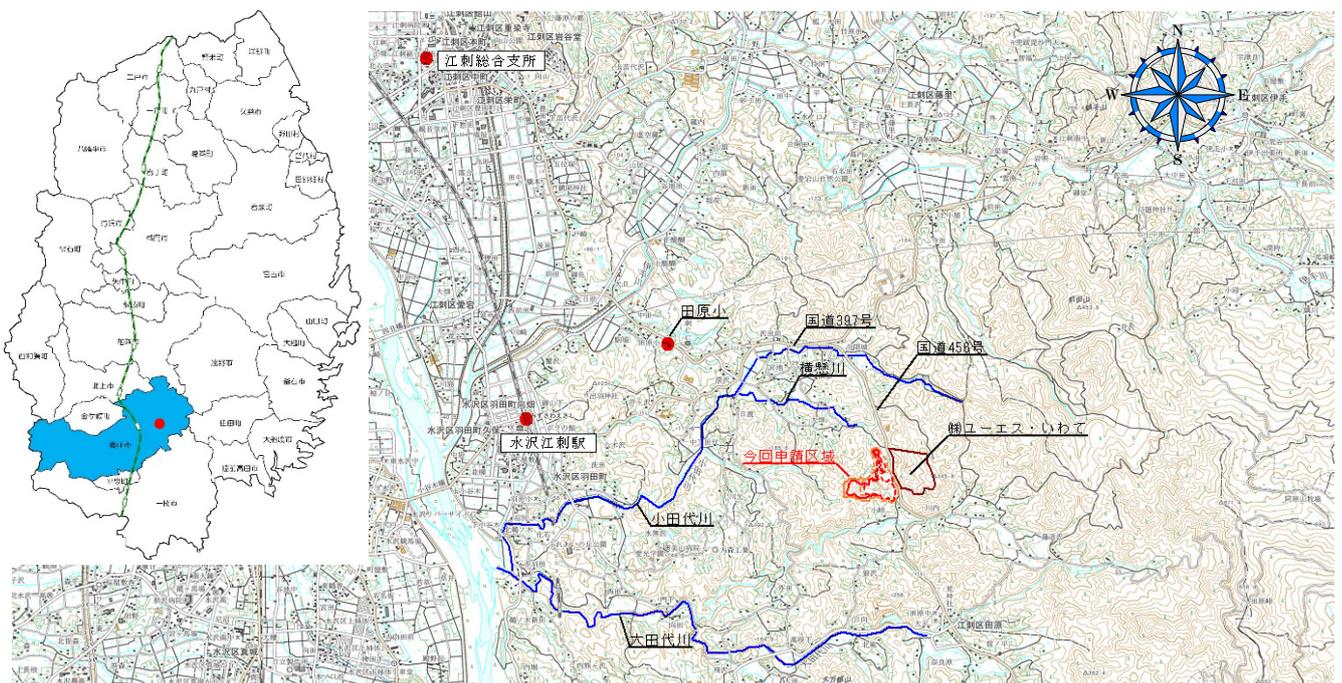
1 申請概要

申請者	住所氏名	岩手県奥州市水沢佐倉河字慶徳 71 番地 E C 南部コーポレーション株式会社
申請場所	奥州市江刺田原字横懸 248 番 9 ほか 9 筆	
申請の目的	土石の採掘	
計画期間	昭和 63 年 1 月 21 日から令和 9 年 6 月 1 日	
申請面積	16.4674 ヘクタール（事業区域面積 26.4890 ヘクタール）	

2 申請地の状況

位置	奥州市役所江刺総合支所より南東約 9.0km に位置
標高、傾斜	標高 190～272m、傾斜 24 度～25 度 平均 24.5 度
周辺の主な施設及び状況	<ul style="list-style-type: none"> ・事業区域の西側、約 5.2km に JR 水沢江刺駅がある。 ・事業区域の北側に国道 397 号が東西に通る。 ・事業区域の東側に隣接して一般国道 456 号線が南北に通る。 ・事業区域は南北に水田・畑が近接し、東側に一般国道 456 号線を挟み、株式会社ユー・エスいわての土石の採掘の林地開発許可地がある。 ・事業区域の半径 500m 範囲内には、15 戸の家屋が存在する。 ・周辺の学校等の公共施設は西北約 3.6 km に田原小学校が存在する。
周辺の自然・地物の状況	<ul style="list-style-type: none"> ・事業区域の北側に 2 箇所のため池がある。 ・事業区域の北側は、普通河川横懸川に近接し、横懸川は下流約 1.1km で普通河川小田代川に合流する。 ・普通河川小田代川は、合流部から下流へ約 1.9km 地点から 1 級河川となり、1 級河川大田代川と合流後、1 級河川北上川へ合流する。 ・事業区域の周辺は、国道に沿って集落、農地が存在し、それ以外は森林となっている。
林況	申請地の林況は、スギ 1 %（60 年生）、アカマツ 4 %（45～90 年生）、広葉樹 95 %（25～70 年生）

位置図



3 開発行為の概要

事業目的	土石の採掘を行うもの					
開発面積等	単位：h a					
	区分	事業区域面積	森林面積の内訳			その他の面積 (5条森林外)
			開発面積	残置面積	計	
	既許可 (R2時点)	17.8163	9.9439	7.1176	17.0615	0.7548
今回変更	8.6727	6.5235	2.1439	8.6674	0.0053	
合計	26.4890	16.4674	9.2615	25.7289	0.7601	
※今回変更により、10haを超える開発面積となることから、森林審議会対象となるもの。						
主な工種	土工	切土（岩石） 2,099 千 m ³ （今回増 30 千 m ³ ） 切土（表土） 1,833 千 m ³ （今回増 939 千 m ³ ）				
	排水施設工	U型側溝 36.0m、ヒューム管 48m、土側溝 2,002mほか				
	防災施設工	既設洪水調整池兼沈砂池（3基） 新設洪水調整池兼沈砂池（1基）				
土地所有者数と筆数	会社（1者）、市（1者）、個人（4者） 合わせて 10 筆					

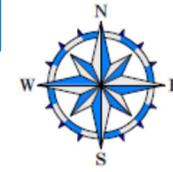
4 採石事業の概要

事業計画及び許可等の状況	当採石場における森林審議会林地保全部会の開催状況 なし
	当採石場における許可の状況 第1回 昭和63年 1月21日 第2回 平成5年 6月21日 第3回 平成10年 5月25日 第4回 平成15年12月 8日 第5回 令和2年 3月24日
	今般、採取土石の確保を目的として、約 6.5ha の区域の拡大を変更申請するものである。

利用計画図

今回申請区域

第2号洪水調整池
兼沈砂池



第3号洪水調整池
兼沈砂池

第1号洪水調整池
兼沈砂池

第4号洪水調整池
兼沈砂池

凡 例	
記号	名称
	事業区域
	開発行為をしようとする森林の区域
	開発行為に基る森林の擬許可区域
	開発行為に基る森林の今期申請区域
	残置森林 (16年生以上)



5 開発計画及び審査結果

審査基準	許可基準	開発計画	結果
(1) 災害の 防止	【土工（切土・盛土）の安定】 1 切土 (1)勾配：平均勾配が45度～39度以下(1:1.0～1:1.2以下)であること。 (2)小段：高さ5mないし10m毎に水平巾1.0m以上の小段を設置すること。	切土勾配（土砂）1:1.0(45度) 高さ5m毎に幅2.5mの小段を設置	○
	2 盛土 (1)勾配：盛土高が1.5mを超える場合には、原則として勾配が35度以下(1:1.4以上)であること。 (2)小段：原則として高さ5m毎に幅1.0m以上の小段を設置すること。	—	—
	3 法面保護 法面が雨水等により浸食されるおそれがある場合は、法面保護の措置を講じること。	切土法面（土砂等）へは種子吹付を実施し雨水等による浸食を防ぐ計画。	○
	【排水施設】 10年確率で想定される雨量の1.2倍以上の流下能力	排水施設の全てについて、10年確率で想定される雨量の1.2倍以上の流下能力を有する構造	○
	【流出土砂貯留施設】 開発地から流出する土砂の1.2倍以上の貯留能力	洪水調整池兼沈砂池4基の全てについて、流出する土砂の1.2倍以上の土砂貯留能力を有する構造	○
(2) 水害の 防止	【洪水調整池】 30年確率で想定される洪水流量を超える貯留能力	洪水調整池4基について、「必要調整容量<設置容量」となる貯留能力を有する構造	○
(3) 水の確保	【流出土砂貯留施設】 流水中の土砂を沈殿・堆積させたくて、上澄みのみを流下させる。有効水深1.0m以上を確保。	洪水調整池兼沈砂池4基全てについて、「必要調整容量<設置容量」となる貯留能力を有する構造	○
(4) 環境の保全	【残置森林または造成森林】 原則として周辺部に幅おおむね30m以上の残置森林または造成森林を配置 採掘跡地は必要に応じ埋め戻しを行い、緑化及び植栽し、法面は可能な限り緑化し小段平坦部には必要に応じ客土等を行い植栽	<ul style="list-style-type: none"> ・開発地の周辺に30m幅の残置森林を配置 ・最終残壁となった箇所から随時、緑化を進めるとともに、採掘後の平坦部は、耕起・客土しコナラ等を植栽する計画。また、進入してきた在来種についても保育しながら、早期に森林へと復旧する計画。 	○
(5) 一般的 事項	【開発に係る権利の取得状況】 土地所有者の同意を得ていること。 （所有権、地上権、賃借権、抵当権等）	自社所有ほか、土地所有者と賃貸借契約等を締結済。	○
	【資金計画】 資金の調達方法等	今期の事業費は150,000千円を見込んでおり、その費用は、測量、伐開、表土除去、洪水調整池兼沈砂池、緑化工に係る経費であり、資金は自己資金及び事業収入により賄う計画となっている。	○
	【残置森林等維持管理協定】 市町村長と協定を締結していること。	奥州市と公害防止協定(残置森林維持管理を含む)を締結済。	○
	【公害防止協定】 市町村長と協定を締結していること。	奥州市と公害防止協定を締結済。	○
	【直接影響を受けるものと見込まれる者の同意等】 水利権、排水施設管理者、自治会等の同意	普通河川横懸川、普通河川小田代川、一級河川小田代川の河川管理者、ため池管理者、隣接土地所有者から同意書取得済。	○

以上の基準について、開発計画は許可基準を満たしているもの。また、申請者には異常気象時における当該林地開発行為に起因する災害が発生しないよう、予め気象予報（降雨量、風速等）に応じた警戒配備計画や開発地の定期的巡回活動及び点検計画を策定するなど、保全に万全の措置を講じるよう申し述べ、了解されているもの。

6 意見照会結果

意見照会先	開発規制法等	意見
奥州市長	市町村における土地利用計画、開発規制等との関連	特になし
	開発協定等との関連	特になし
	市町村における地域開発構想等との関連	特になし
	地域住民の意向との関連	特になし
	その他	特になし
県庁 環境保全課	国土利用計画法	<p>一定規模以上の土地に関する権利について、対価の授受を伴う移転又は設定を行う場合には、契約を締結した日から2週間以内に届出が必要です。届出窓口は奥州市総務企画部政策企画課です。</p> <p>届出が必要な面積は、以下のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市街化区域：2,000 m²以上 ・市街化区域を除く都市計画区域：5,000 m²以上 ・その他の区域：10,000 m²以上
	環境影響評価条例	<p>岩石等の採取の区域の面積が25ha以上の場合には、岩手県環境影響評価条例によるアセス手続きが必要となる場合があります。アセス手続きについては、岩手県環境保全課環境影響評価・土地利用担当に照会願います。</p>
	採石法	<p>法第33条に基づき採取計画の認可を受ける必要があります。申請窓口は、県南広域振興局保健福祉環境部環境衛生課です。</p>
	土壌汚染対策法	<p>一定規模以上（3,000 m²以上）の土地の形質の変更に該当する場合は、当該土地の形質の変更に着手する日の30日前までに、土壌汚染対策法第4条第1項に基づく届出を行ってください。</p> <p>届出窓口は、県南広域振興局 保健福祉環境部です。</p>
	(参考事項)	<p>○大気汚染防止法 粉じん発生施設（同法第3条別表第2に定めるもの）を設置・変更・廃止する場合には、届出が必要となります。</p> <p>○水質汚濁防止法 特定施設（同法施行令別表第1に定めるもの）を設置・変更・廃止する場合には、届出が必要となります。</p> <p>○生活環境保全条例 県民の健康で快適な生活を確保するための環境の保全に関する条例に定める粉じん発生施設（同条例施行規則第4条別表第2に定めるもの）を設置・変更・廃止する場合には、届出が必要となります。</p>

6 意見照会結果（続き）

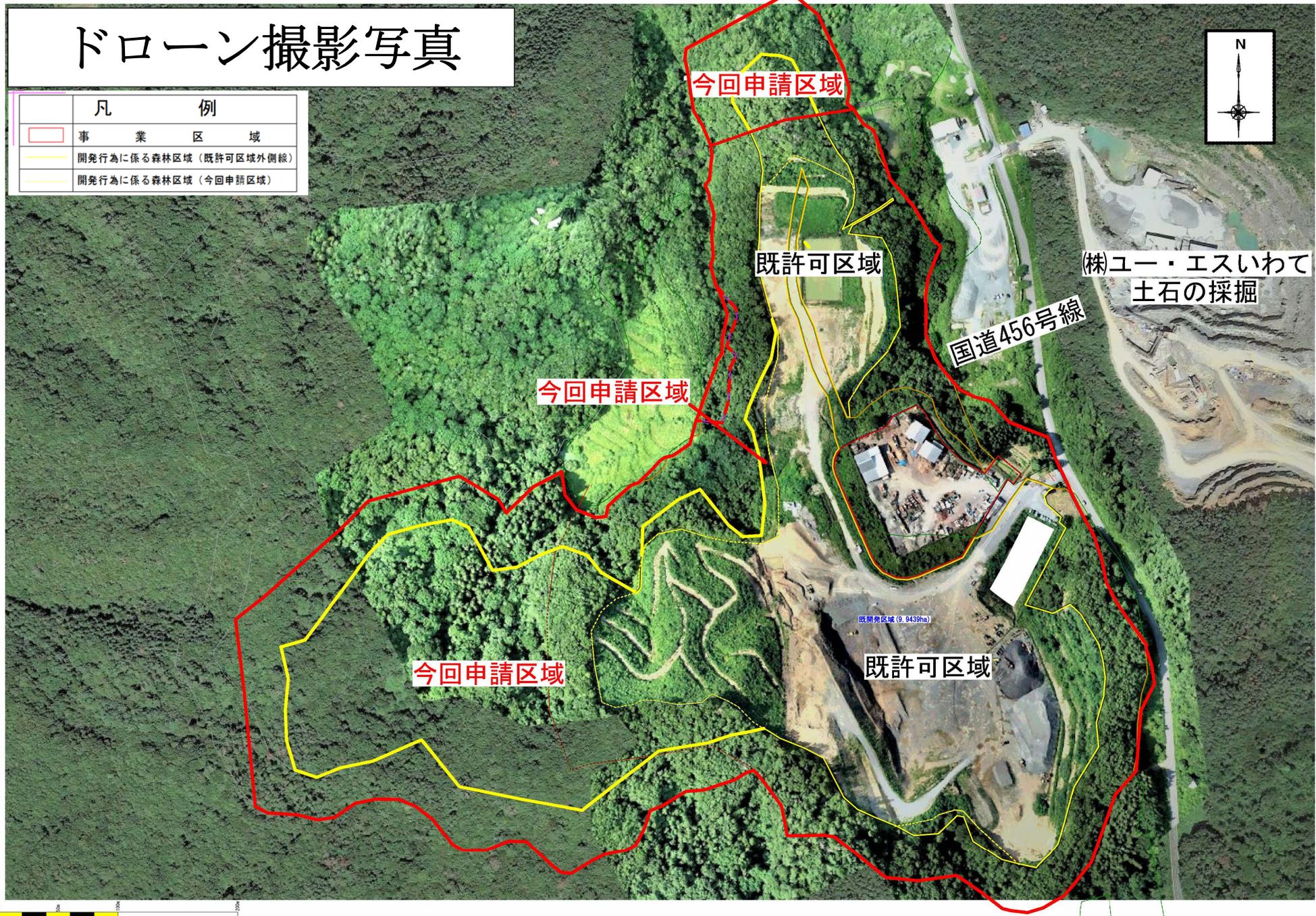
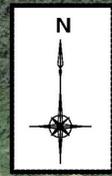
<p>県庁 自然保護課</p>	<p>自然公園法 自然環境保全法 岩手県自然環境保全条例 鳥獣保護管理法 県立自然公園条例</p>	<p>特になし</p>
	<p>参考事項</p>	<p>○岩手県自然環境保全指針 開発予定地の一部は、岩手県自然環境保全指針による保全区分がDと評価されているので、事業の実施に当たっては、自然環境の保全に配慮すること。</p> <p>○岩手県希少野生動植物の保護に関する条例 事業予定地周辺ではいわてレッドデータブックに掲載されている希少な哺乳類が過去に確認されています。 岩手県希少野生動植物の保護に関する条例では、事業者の責務として、事業活動に伴って生ずる希少野生動植物の生息又は生育の環境の悪化を防止するため当該環境への負荷の低減に努めることとされていることから、専門家の意見を聞くなど十分な調査を行うとともに、希少野生動植物の生息・生育が確認された場合は、適切な保護措置を講ずるよう努めてください。</p>
<p>県庁 教育委員会 事務局 生涯学習 文化財課</p>	<p>文化財保護法</p>	<p>当該事業地に、「岩手県遺跡台帳」に記載されている周知の埋蔵文化財包蔵地は所在しませんが、事業面積が大きいことから、未周知の遺跡が存在する可能性があります。地元の奥州市教育委員会に連絡し、指導を受けてください。</p>
	<p>参考事項</p>	<p>土石の採掘</p>
<p>県南広域 振興局 農政部</p>	<p>農業振興地域の整備に関する法律（農振法）</p>	<p>事業計画地は農用地区域外であるため、農振法に基づく開発許可の申請手続きは不要である。</p>
	<p>農地法</p>	<p>事業計画地は現況が非農地であるため、農地法に基づく転用許可の申請手続きは不要である。</p>
	<p>参考事項</p>	

6 意見照会結果（続き）

<p>県南広域 振興局 保健福祉 環境部</p>	<p>1 自然公園法 2 自然環境保全法 3 県自然環境保全条例 4 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律 5 大気汚染防止法 6 水質汚濁防止法 7 県民の健康で快適な生活を確保するための環境の保全に関する条例 8 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 9 循環型地域社会の形成に関する条例 10 土壌汚染対策法 11 採石法</p>	<p>1～4 当該地域は国定公園、県立自然公園、自然環境保全地域、環境緑地保全地域、鳥獣保護区に該当しない。 5 無し 6 無し 7 無し 8 開発行為により生じた木くず等の廃棄物は、適正に処分又は再利用することとし、放置や埋戻し等を行わないこと。 9 無し 10 一定規模以上の土地の形質変更をするときは、届け出が必要であること。（届出済みのものを除く） 11 当該土地について、令和4年6月2日付けで岩石採取計画が認可されていること。 認可期間：令和4年6月2日から令和9年6月1日まで</p>
	<p>(参考事項)</p>	<p>岩手県自然環境保全指針により、事業の実施により周辺の自然環境に悪影響を及ぼすことのないように努めること。（保全区分Dランク） また、確認されている希少野生動植物（淡水産貝類及び哺乳類）があるので、事業実施前に事業区域の現地調査を行い、重要な動植物の生息状況を確認した上で工事を行うこと。</p>
<p>県南広域 振興局 土木部</p>	<p>都市計画法第29条第2項</p>	<p>当該地は都市計画区域外であることから、主として建築物の建築又は特定工作物（クラッシュプラント等）の建設の用に供する目的で10,000㎡以上の土地の区画形質の変更を行う場合は、予め開発許可が必要となることから開発許可権者である奥州市へ確認をとること。</p>
	<p>景観法第16条</p>	<p>景観法に基づく届出については、景観行政団体である奥州市に確認すること。</p>
	<p>道路法第22条</p>	<p>1 土砂等の運搬作業の際は、国道等を汚さない方策を講ずること。 2 土砂等の運搬作業により国道等に路面損傷が生じた場合は、直ちに補修すること。</p>
	<p>道路法第24条</p>	<p>開発区域から国道等への入口を新たに設置する場合は、道路法第24条に基づく申請を行うこと。</p>
	<p>(参考事項)</p>	

ドローン撮影写真

凡 例	
	事業区域
	開発行為に係る森林区域（既許可区域外側線）
	開発行為に係る森林区域（今回申請区域）



6

【 審 議 事 項 】

下閉伊郡岩泉町上有芸字向平地内の工場、事業場の設置（風力発電施設）及び道路の開設に係る林地開発許可について

岩手県森林審議会林地保全部会

令和5年5月22日

1 申請概要

申請者	住所氏名	東京都千代田区丸の内3丁目1-1 東京共同会計事務所内 SGET岩泉ウインドファーム合同会社
申請場所	下閉伊郡岩泉町上有芸字向平 63-33 ほか4筆	
申請の目的	工場、事業場の設置（風力発電施設）及び道路の開設	
計画期間	許可の日から令和6年8月20日	
申請面積	24.6058ヘクタール（事業区域面積 49.3087ヘクタール）	

2 申請地の状況

位置	岩泉町役場より南方約11.0kmに位置し、東側と西側に分かれている。
標高、傾斜	標高 770～1078m、傾斜 5～40度
周辺の主な施設及び状況	<ul style="list-style-type: none"> ・事業区域は中洞牧場を中心として、東側と西側に分かれ、それぞれ南北方向の稜線上に位置し、南側は宮古市で市町境までとなっている。 ・東西事業区域の中央部に町道上有芸水堀線、西側は林道鼠入線、東側は農道と接続する。
周辺の自然・地物の状況	<ul style="list-style-type: none"> ・東西事業区域の中央部、町道上有芸水堀線沿いに普通河川猿沢川がある。 ・事業区域の西側、東側及び南側に放牧地が隣接している。 ・東西事業区域の中央部に人家3戸、事業所が1戸存在する。 ・周辺は森林に囲まれている。
林況	申請地の林況は広葉樹 100.0%（12～22、53年生）

位置図



3 開発行為の概要

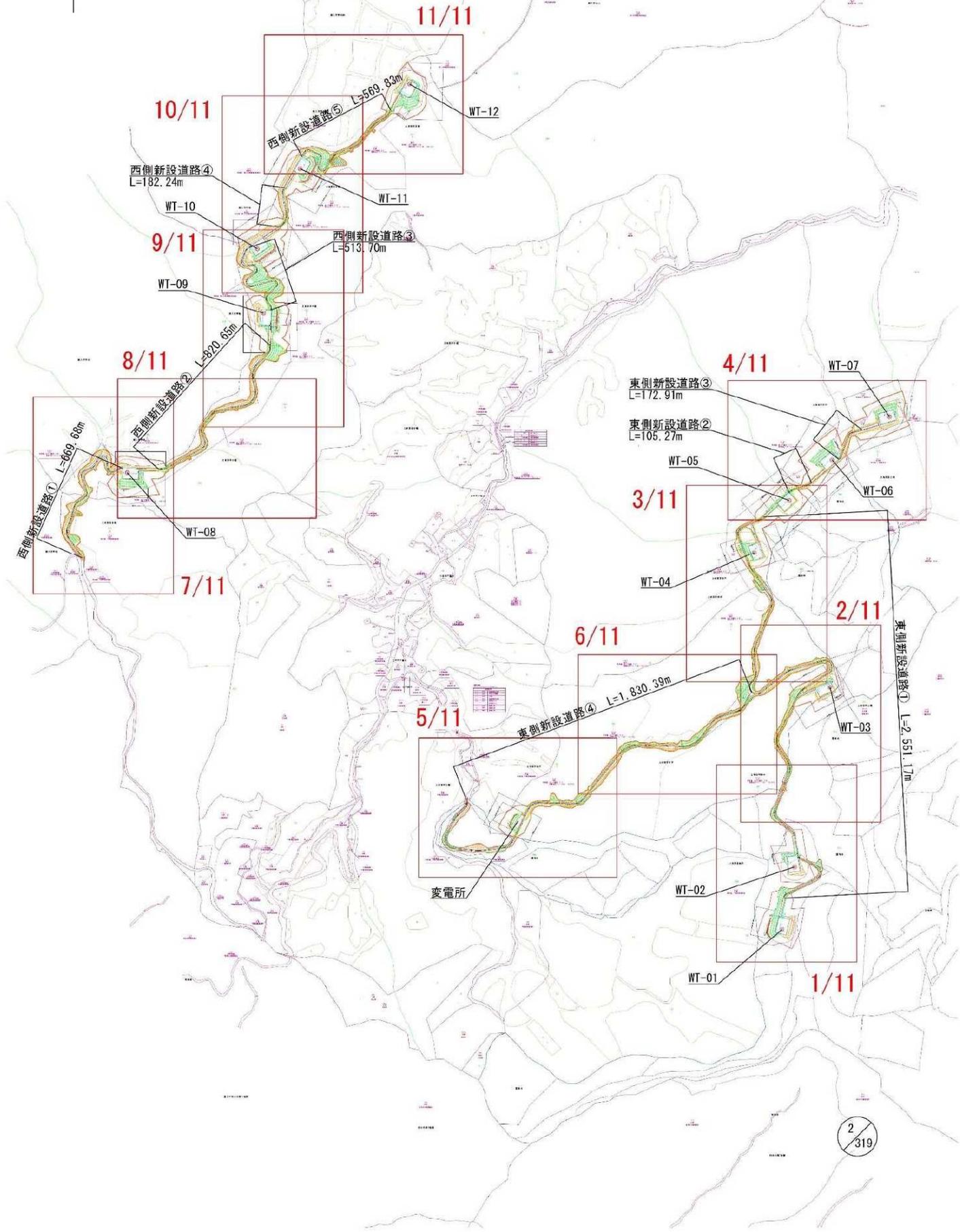
事業目的	風力発電施設の建設を目的として、工場、事業場の設置（風車施設用地）及び施設整備に必要な道路の開設を行うもの。				
開発面積等	単位：h a				
	事業区域 面積	森林面積の内訳			その他の面積 (5条森林外)
		開発面積	残置面積	計	
49.3087	24.6058	15.2785	39.8843	9.4244	
主な工種	土工	切土 479 千m ³ 、盛土 479 千m ³			
	排水施設工	横断側溝 317m、道路排水側溝 8,820m、管渠工（ポリエチレン管）933m、補強土壁工 7,991 m ²			
	防災施設工	沈砂池 41 基			
	その他	風車基数 12 基 道路総延長 7,415.8m			
土地所有者と筆数	会社（1者）、個人（2者）、岩泉町、合わせて5筆				

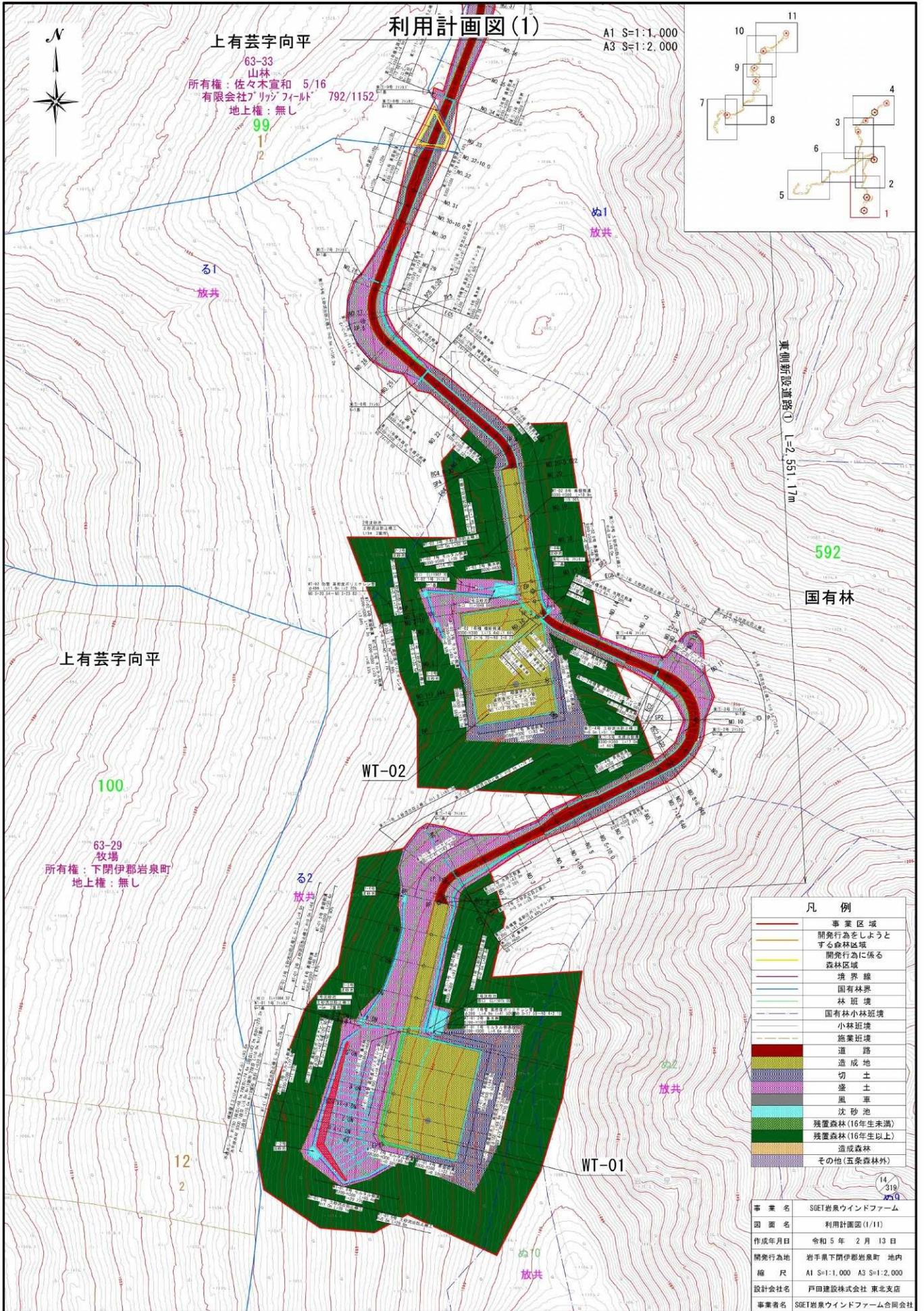
4 風力発電施設の概要

施設の出力	46.00MW（1MW=1000KW）
事業計画及び認可等の状況	<ul style="list-style-type: none"> ・発電した電力は、1KWh当たり税抜22円で電気事業者（東北電力（株））に20年間売電するもの。 ・売電開始予定年月：令和7年10月 <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; border-bottom: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>風力発電設備の認定 経済産業省認可 平成29年9月22日 東北電力(株)の接続同意日及び接続契約日 平成29年9月12日</p> </div>



全体区割り図



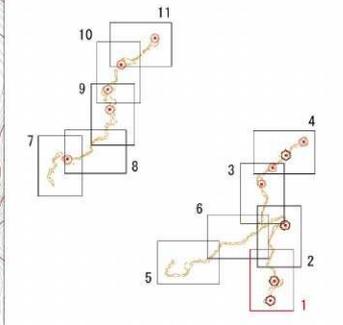


利用計画図(1)

A1 S=1:1,000
A3 S=1:2,000

上有芸字向平

63-33
山林
所有権：佐々木宣和 5/16
有限会社「リッフィールド」 792/1152
地上権：無し



軍用新設道路① L=2,551.17m

592
国有林

上有芸字向平

100

63-29
牧場
所有権：下閉伊郡岩泉町
地上権：無し

WT-02

る2
放共

WT-01

放共

12
2

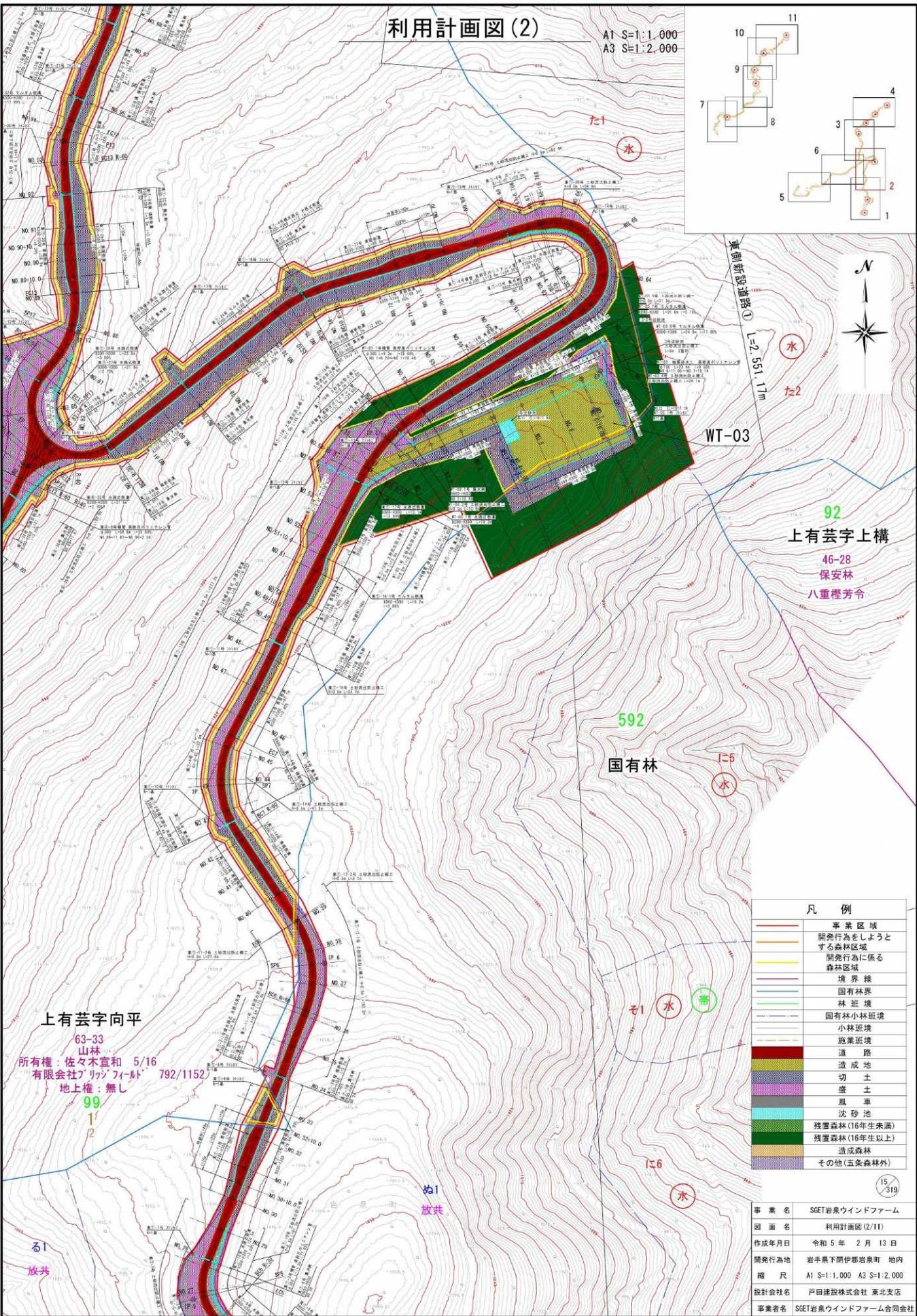
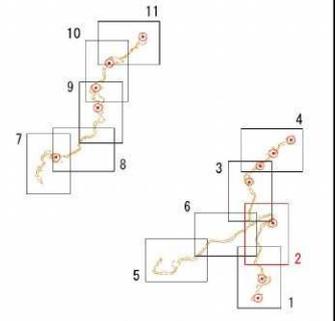
る10
放共

凡 例	
	事業区域
	開発行為をしようとする森林区域
	開発行為に係る森林区域
	境界線
	国有林界
	林班境
	国有林小林班境
	小林班境
	施業班境
	道路
	切土
	盛土
	風車
	沈砂池
	残置森林(16年生未満)
	残置森林(16年生以上)
	造成森林
	その他(五条森林外)

事業名	SGET岩泉ウインドファーム
図面名	利用計画図(1/11)
作成年月日	令和5年2月13日
開発行為地	岩手県下閉伊郡岩泉町 地内
縮尺	A1 S=1:1,000 A3 S=1:2,000
設計会社名	戸田建設株式会社 東北支店
事業者名	SGET岩泉ウインドファーム合同会社

利用計画図(2)

A1 S=1:1,000
A3 S=1:2,000

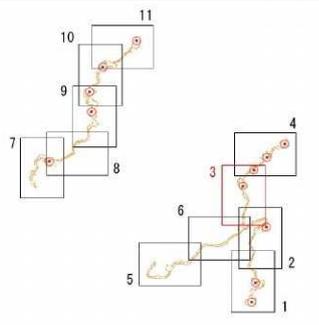
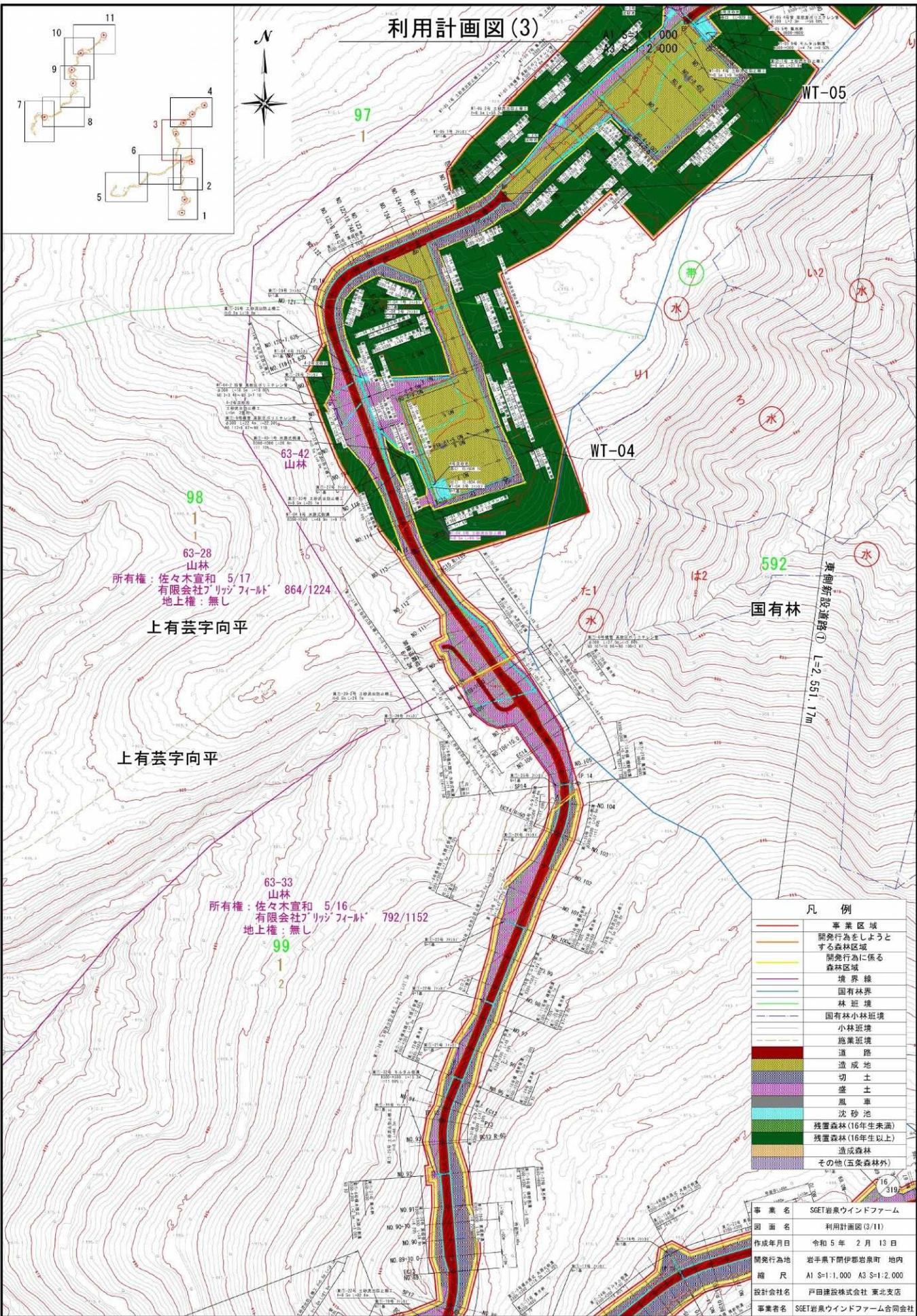


上有芸字向平
63-33 山林
所有権：佐々木宣和 5/16
"有限会社ブリッジフィールド" 792/1152
地上権：無し
99
1
2

凡 例	
	事業区域
	開発行為をしようとする森林区域
	開発行為に係る森林区域
	境界線
	国有林界
	林班境界
	国有林小林班境界
	小林班境界
	施業班境界
	道路
	造成地
	切土
	盛土
	風重
	沈砂池
	残置森林(16年生未満)
	残置森林(16年生以上)
	造成森林
	その他(五条森林外)

事業名	SGET岩泉ウインドファーム
図面名	利用計画図(2/11)
作成年月日	令和5年2月13日
開発行為地	岩手県下閉伊郡岩泉町 地内
縮尺	A1 S=1:1,000 A3 S=1:2,000
設計会社名	戸田建設株式会社 東北支店
事業者名	SGET岩泉ウインドファーム合同会社

利用計画図(3)



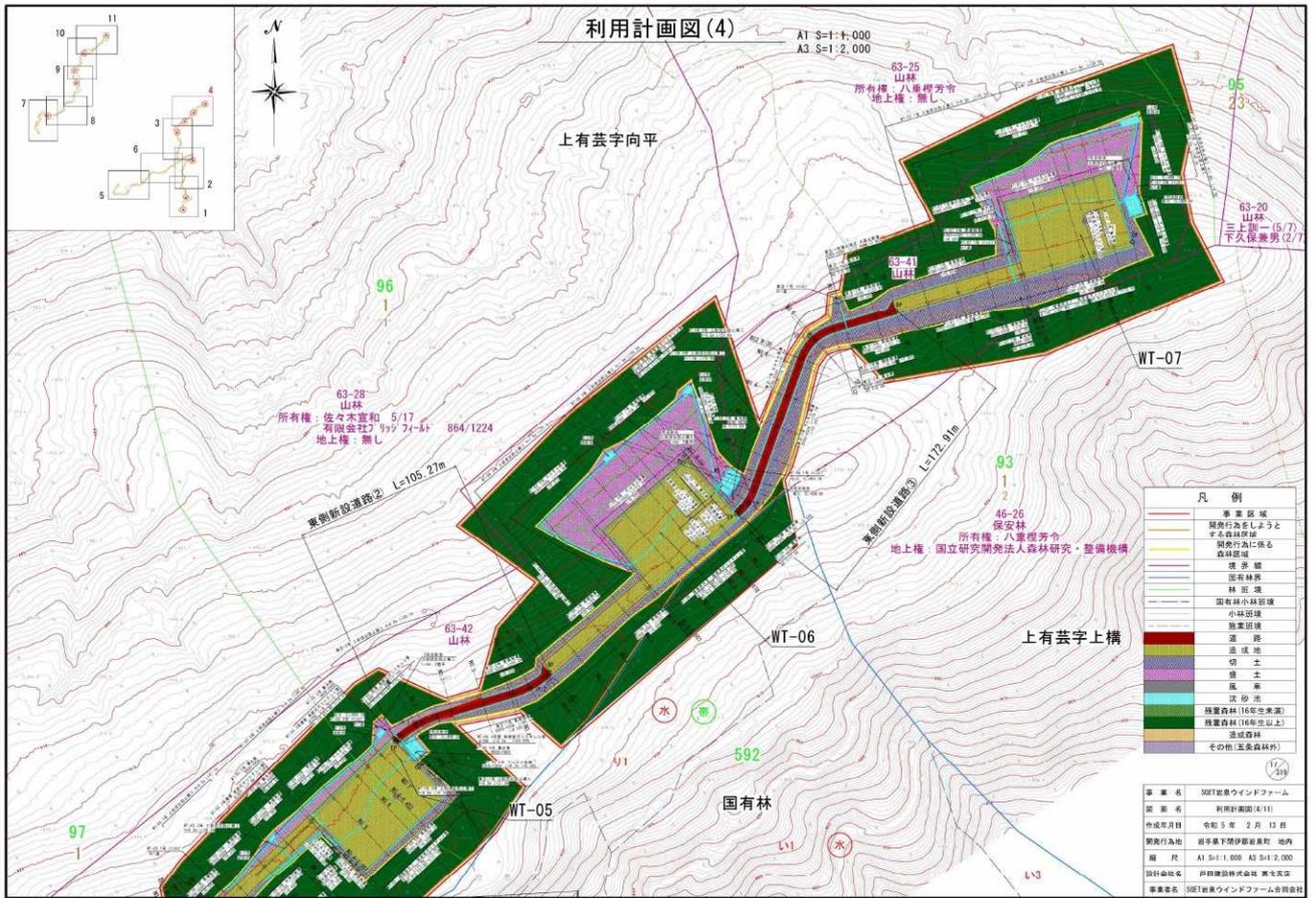
63-28
山林
所有権：佐々木宣和 5/17
有限会社「リッパフィールド」 864/1224
地上権：無し
上有芸字向平

上有芸字向平

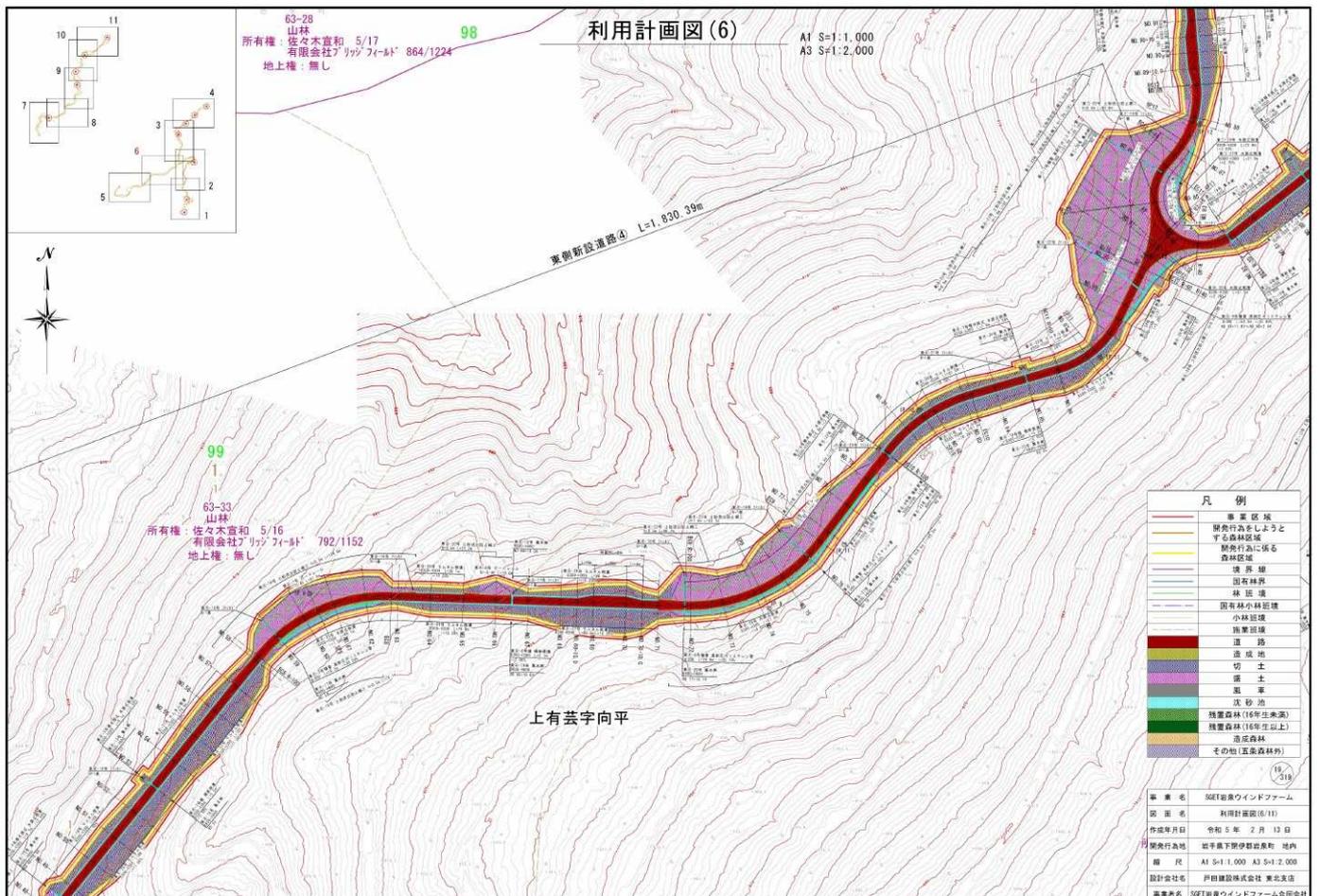
63-33
山林
所有権：佐々木宣和 5/16
有限会社「リッパフィールド」 792/1152
地上権：無し
99
1
2

凡例	
	事業区域
	開発行為をしようとする森林区域
	開発行為に係る森林区域
	境界線
	国有林界
	林班境
	国有林小林班境
	小林班境
	施業班境
	道路
	造成地
	切土
	盛土
	風重
	沈砂池
	残置森林(16年生未満)
	残置森林(16年生以上)
	造成森林
	その他(五架森林外)

事業名	SGET岩泉ウインドファーム
図面名	利用計画図(3/11)
作成年月日	令和5年2月13日
開発行為地	岩手県下閉伊郡岩泉町 地内
縮尺	A1 S=1:1,000 A3 S=1:2,000
設計会社名	戸田建設株式会社 東北支店
事業者名	SGET岩泉ウインドファーム合同会社

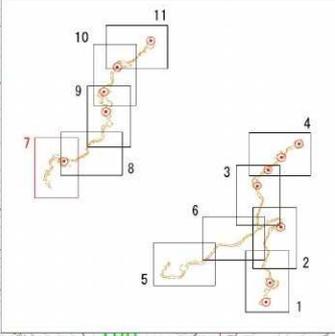


凡 例	
	事業区域
	開発行為をしようとする森林区域
	開発行為に係る森林区域
	境界線
	国有林界
	林班境
	国有林小林班境
	小林班境
	施業班境
	道路
	造成地
	切土
	盛土
	風車
	沈砂池
	残置森林(16年生未満)
	残置森林(16年生以上)
	造成森林
	その他(五条森林外)



利用計画図(7)

A1 S=1:1,000
A3 S=1:2,000



22-62
山林
所有権：佐々木直和 5/17
有限会社ブリッフィールド 864/1224
地上権：無し

鼠入字甲地 73
保安林
所有権：鼠入牧野農業協同組合
地上権：国立研究開発法人森林研究・整備機構

WT-08

22-21
山林
所有権：佐々木直和 5/17
有限会社ブリッフィールド 864/1224
地上権：国立研究開発法人森林研究・整備機構

上有芸字水堀

101
35
2
22-22
山林
所有権：下閉伊郡岩泉町
地上権：無し

65-27
保安林
下閉伊郡岩泉町

鼠入字甲地

65-26
公衆用道路
下閉伊郡岩泉町

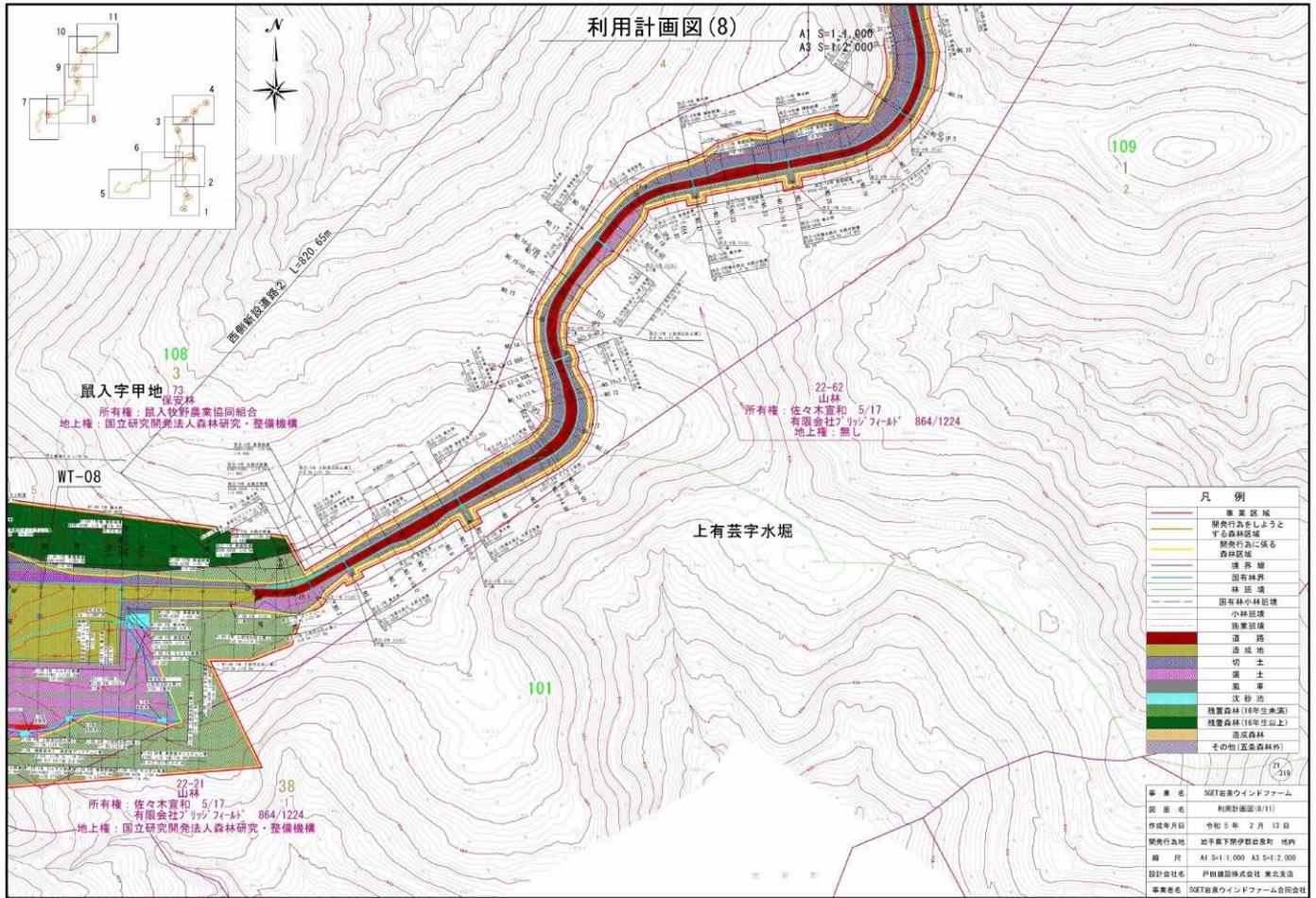
65-3
保安林
下閉伊郡岩泉町

22-56
山林
下閉伊郡岩泉町

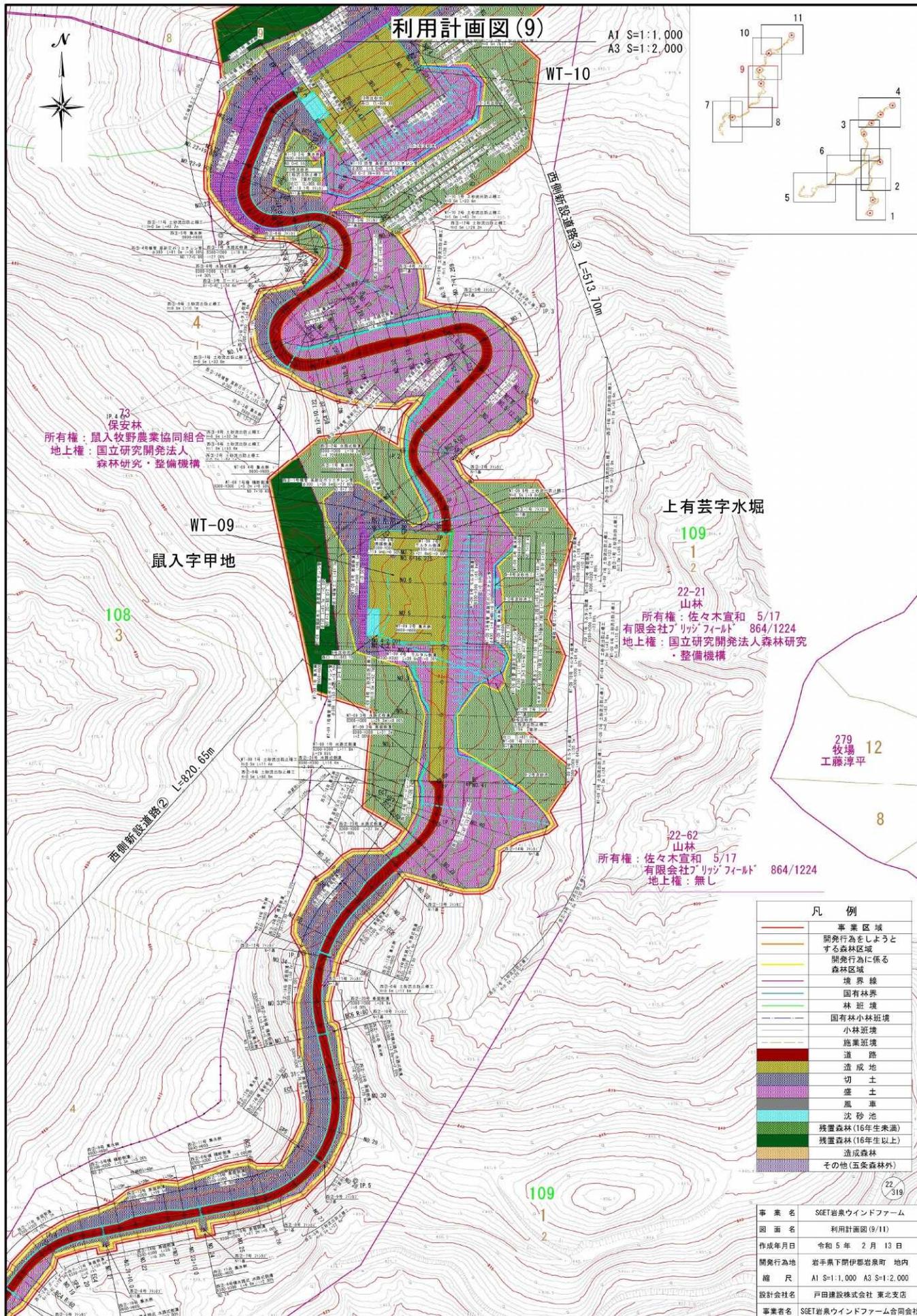
22-55
公衆用道路
所有権：下閉伊郡岩泉町
地上権：無し

凡 例	
	事業区域
	開発行為をしようとする森林区域
	開発行為に係る森林区域
	境界線
	国有林界
	林班境
	国有林小林班境
	小林班境
	施業班境
	道路
	造成地
	切土
	盛り土
	風重
	沈砂池
	残置森林(16年生未満)
	残置森林(16年生以上)
	造成森林
	その他(五常森林外)

事業名	SGET岩泉ウインドファーム
図面名	利用計画図(7/11)
作成年月日	令和5年2月13日
開発行為地	岩手県下閉伊郡岩泉町 地内
縮尺	A1 S=1:1,000 A3 S=1:2,000
設計会社名	戸田建設株式会社 東北支店
事業者名	SGET岩泉ウインドファーム合同会社

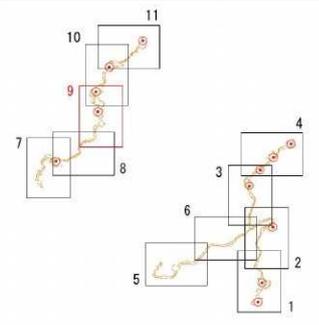


凡例	
	事業区域
	開発行為をしようとする森林区域
	開発行為に係る森林区域
	境界線
	国有林界
	林班境
	国有林小林班境
	小林班境
	施業班境
	道路
	造成地
	切土
	盛土
	風車
	沈砂池
	残置森林(16年生未満)
	残置森林(16年生以上)
	造成森林
	その他(五条森林外)



利用計画図 (9)

A1 S=1:1,000
A3 S=1:2,000



IP 4 73
保安林
所有権：鼠入牧野農業協同組合
地上権：国立研究開発法人
森林研究・整備機構

WT-09
鼠入字甲地

上有芸字水堀

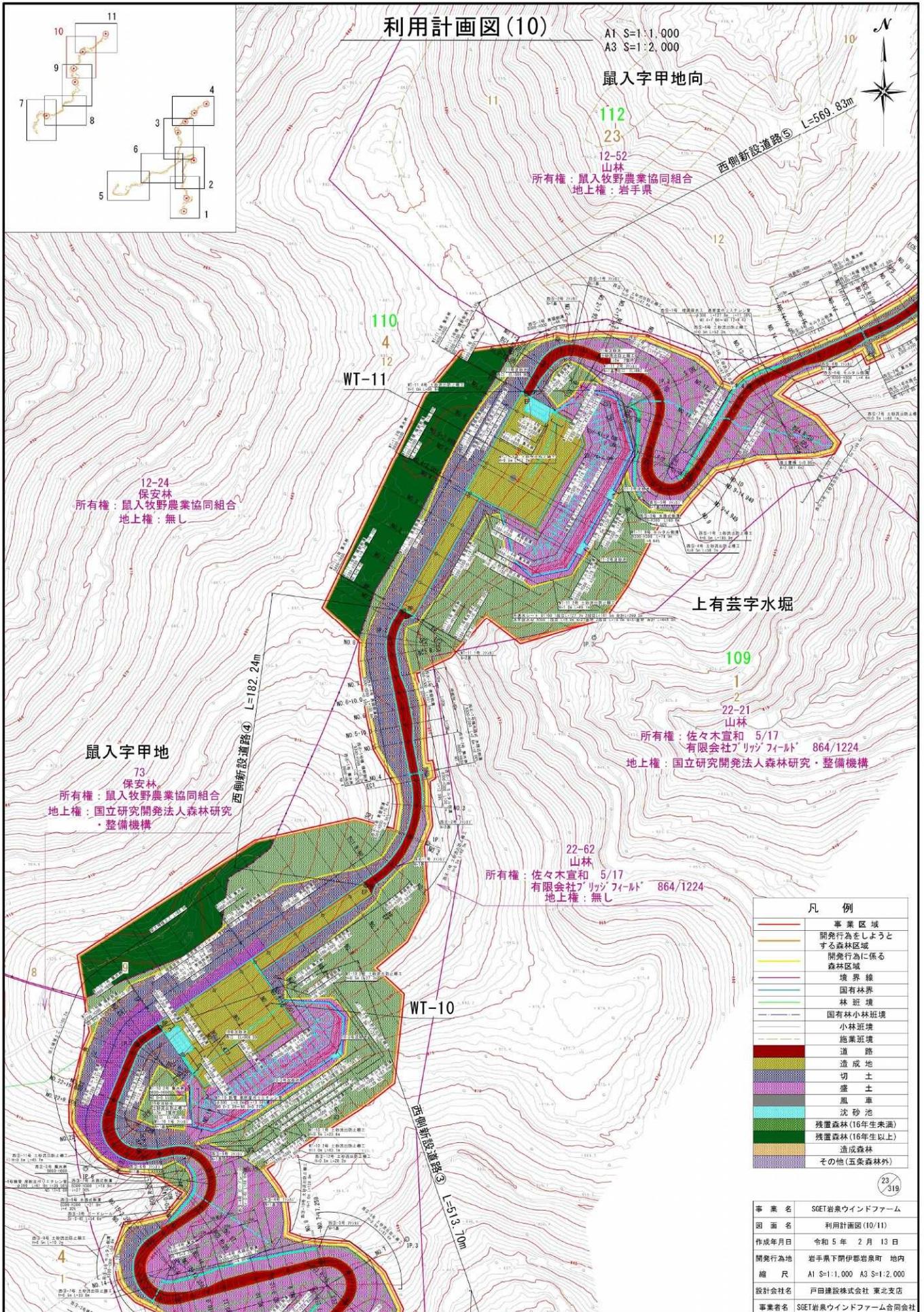
109
1
2
22-21
山林
所有権：佐々木宣和 5/17
有限会社「リッジフィールド」 864/1224
地上権：国立研究開発法人森林研究
・整備機構

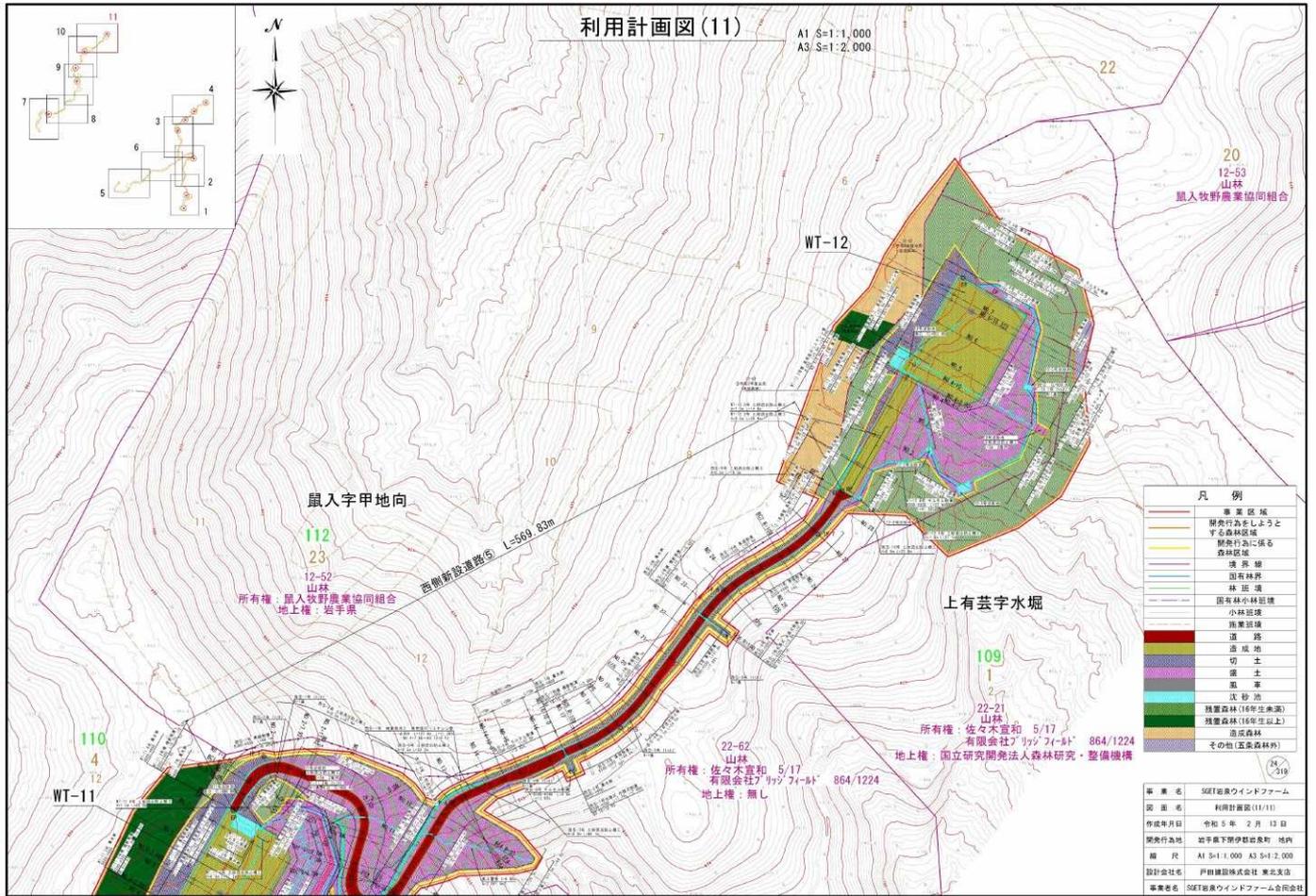
22-62
山林
所有権：佐々木宣和 5/17
有限会社「リッジフィールド」 864/1224
地上権：無し

279
牧場
工藤淳平

凡 例	
(Red line)	事業区域
(Yellow line)	開発行為をしようとする森林区域
(Green line)	開発行為に係る森林区域
(Purple line)	境界線
(Blue line)	国有林界
(Green line)	林班境
(Dashed line)	国有林小林班境
(Dashed line)	小林班境
(Dashed line)	施業班境
(Red)	道路
(Yellow)	造成地
(Green)	切土
(Purple)	盛土
(Blue)	風重
(Light Blue)	沈砂池
(Dark Green)	残置森林(16年生未満)
(Light Green)	残置森林(16年生以上)
(Light Green)	造成森林
(Light Green)	その他(五条森林外)

事業名	SGET岩泉ウインドファーム
図面名	利用計画図(9/11)
作成年月日	令和5年2月13日
開発行為地	岩手県下閉伊郡岩泉町 地内
縮尺	A1 S=1:1,000 A3 S=1:2,000
設計会社名	戸田建設株式会社 東北支店
事業者名	SGET岩泉ウインドファーム合同会社





凡 例	
— (Red)	事業区域
— (Orange)	開発行為をしようとする森林区域
— (Yellow)	開発行為に係る森林区域
— (Pink)	境界線
— (Blue)	国有林界
— (Green)	林班境
- - - (Blue)	国有林小林班境
- - - (Brown)	小林班境
- - - (Orange)	施業班境
■ (Red)	道 路
■ (Green)	造成地
■ (Blue)	切 土
■ (Pink)	盛 土
■ (Grey)	風 車
■ (Cyan)	沈 砂 池
■ (Green)	残置森林(16年生未満)
■ (Dark Green)	残置森林(16年生以上)
■ (Orange)	造成森林
■ (Purple)	その他(五榮森林外)

5 開発計画及び審査結果

審査基準	許可基準	開発計画	結果
(1) 災害の 防止	【土工（切土・盛土）の安定】 1 切土 (1)勾配：高さ5m以下 1：0.8～1.0 高さ5～10m 1：1.0～1.2 （砂質土及び粘性土） (2)小段：高さ5mないし10m毎に水平巾1.0m以上の小段を設置すること。	切土勾配 1：0.8～1：1.2（道路部分） ※土砂部 1：1.0 軟岩部 1：0.8 1：1.2（風車サイト部分） 高さ7m毎に幅1.0mの小段を設置	○
	2 盛土 (1)勾配：盛土高が1.5mを超える場合には、原則として勾配が35度以下(1:1.4以上)であること。 (2)小段：原則として5m毎に幅1.0m以上の小段を設置すること。	盛土勾配 1：1.5（道路部分） 盛土勾配 1：1.8（風車サイト部分） 高さ5m毎に幅1.0mの小段を設置	○
	3 法面保護 法面が雨水等により浸食されるおそれがある場合は、法面保護の措置を講じること。	植生基材吹付、コンクリート吹付及び種子散布による法面保護を行う	○
	【排水施設】 10年確率で想定される雨量の1.2倍以上の流下能力	排水施設の全てについて、10年確率で想定される雨量の1.2倍以上の流下能力を有する構造	○
	【流出土砂貯留施設】 開発地から流出する土砂の1.2倍以上の貯留能力	沈砂池41基の全てについて、流出する土砂の1.2倍以上の土砂貯留能力を有する構造	○
(2) 水害の 防止	【洪水調整池】 30年確率で想定される洪水流量を超える貯留能力	河川管理者との協議の結果、設置不要と判断。（狭窄部断面拡張3箇所）	—
(3) 水の確保	【流出土砂貯留施設】 流水中の土砂を沈殿・堆積させ、上澄みのみを流下させるため、有効水深1.0m以上を確保	沈砂池41基の全てについて、有効水深1.0mを確保する構造	○
(4) 環境の保全	【残置森林または造成森林】 事業区域内における森林率おおむね25%以上	森林率 38.3% (>25%) 開発地の周辺におおむね30m幅の残置森林、造成森林を配置	○
(5) 一般的 事項	【開発に係る権利の取得状況】 土地所有者の同意を得ていること。 （所有権、地上権、賃借権、抵当権等）	土地所有者から同意書または地上権設定に係る契約を締結済	○
	【資金計画】 資金の調達方法等	全体の事業費は17,278百万円を見込んでおり銀行からの融資を受けて開発を行うため、融資組成意向表明書を受領している。なお、事業費のうち林地開発（土地造成）費用は、2,110百万円を見込んでいる。	○
	【残置森林等維持管理協定】 市町村長と協定を締結していること。	岩泉町と風力発電事業に関する開発協定書及び残置森林等維持管理協定書を締結済。	○

5 開発計画及び審査結果（続き）

	【直接影響を受けるものと見込まれる者の同意等】 水利権、排水施設管理者、自治会等の同意	区域近隣に、直接影響を受けるものがないことから不要と判断。	—
--	--	-------------------------------	---

以上の基準について、開発計画は許可基準を満たしているもの。また、申請者には異常気象時における当該林地開発行為に起因する災害が発生しないよう、予め気象予報（降雨量、風速等）に応じた警戒配備計画や開発地の定期的巡回活動及び点検計画を策定するなど、保全に万全の措置を講じるよう申し述べ、了解されているもの。

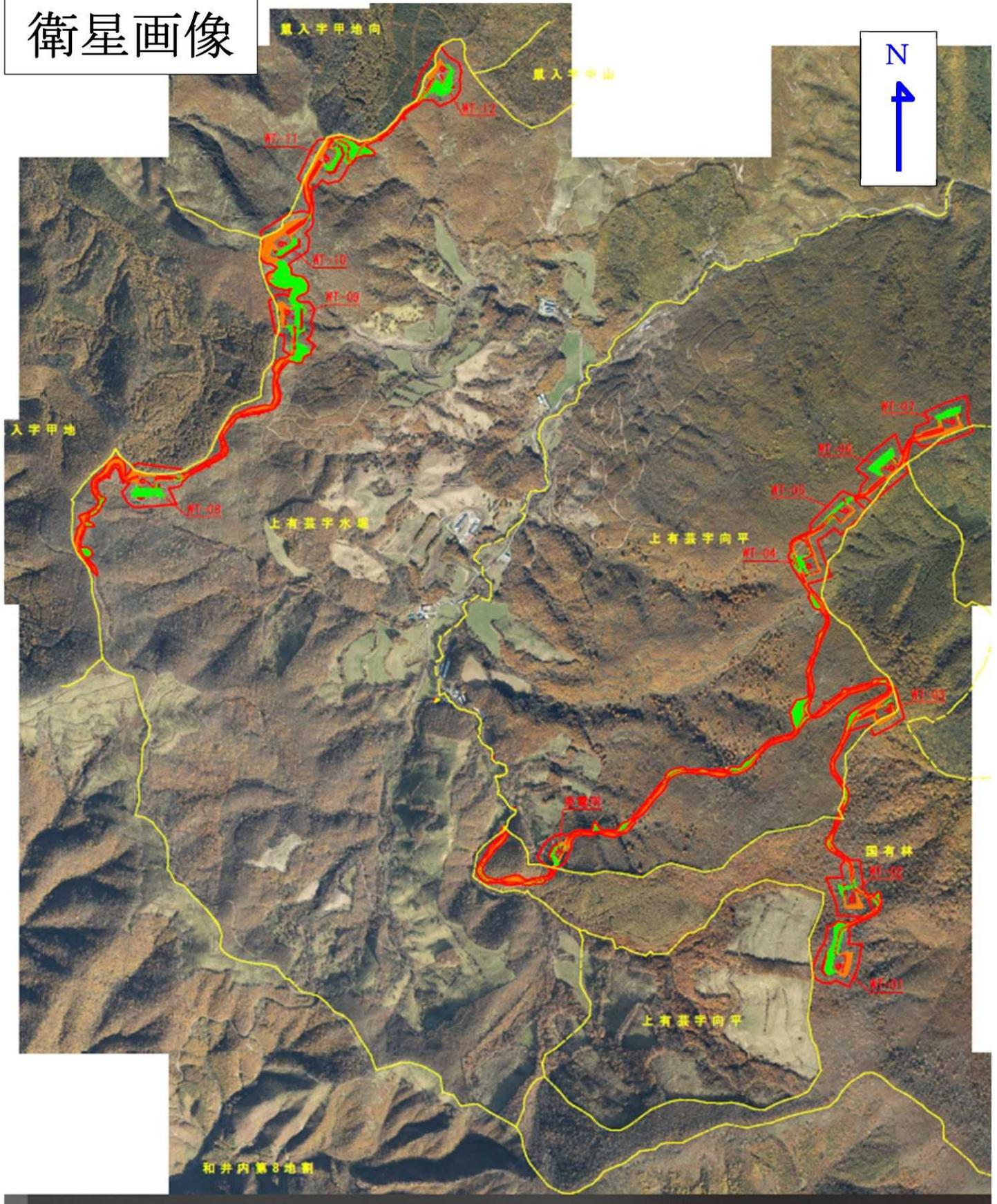
6 意見照会結果

意見照会先	開発規制法等	意見
岩泉町長	市町村における土地利用計画、開発規制等との関連	なし
	開発協定等との関連	令和3年5月21日 開発協定書及び残置森林等の維持管理に関する協定書を締結
	市町村における地域開発構想等との関連	なし
	地域住民の意向との関連	なし
	その他	なし
県庁 環境保全課	国土利用計画法	<p>一定規模以上の土地に関する権利について、対価の授受を伴う移転又は設定を行う場合には、契約を締結した日から2週間以内に届出が必要です。届出窓口は岩泉町役場政策推進課政策推進室です。</p> <p>届出が必要な面積は、以下のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市街化区域：2,000 m²以上 ・市街化区域を除く都市計画区域：5,000 m²以上 ・その他の区域：10,000 m²以上
	参考事項	<p>一定規模以上（3,000 m²以上）の土地の形質の変更に該当する場合は、当該土地の形質の変更に着手する日の30日前までに、土壌汚染対策法第4条第1項に基づく届出を行ってください。</p> <p>届出窓口は、沿岸広域振興局 保健福祉環境部 宮古保健福祉環境センターです。</p>
県庁 自然保護課	自然公園法 自然環境保全法 岩手県自然環境保全条例 鳥獣保護管理法 県立自然公園条例	特になし
	参考事項	<p>○岩手県自然環境保全指針 開発予定地の一部は、岩手県自然環境保全指針による保全区分がBと評価されているので、事業の実施に当たっては、調査等により現況を把握し、保全に万全を期すること。</p> <p>○岩手県希少野生動植物の保護に関する条例 事業予定地周辺ではいわてレッドデータブックに掲載されている希少な鳥類、哺乳類が過去に確認されています。</p> <p>岩手県希少野生動植物の保護に関する条例では、事業者の責務として、事業活動に伴って生ずる希少野生動植物の生息又は生育の環境の悪化を防止するため当該環境への負荷の低減に努めることとされていることから、専門家の意見を聞くなど十分な調査を行うとともに、希少野生動植物の生息・生育が確認された場合は、適切な保護措置を講ずるよう努めてください。</p>

6 意見照会結果（続き）

意見照会先	開発規制法等	意見
<p>県庁 教育委員会 事務局 生涯学習 文化財課</p>	<p>文化財保護法</p>	<p>当該事業地に、「岩手県遺跡台帳」に記載されている周知の埋蔵文化財包蔵地は所在しませんが、事業面積が大きいことから、未周知の遺跡が存在する可能性があります。地元の岩泉町教育委員会に連絡し、指導を受けてください。</p>
<p>沿岸広域 振興局 農林部</p>	<p>農地法 農業振興地域の整備に関する法律（農振法）</p>	<p>・開発行為に係る土地は非農地のため、農地法及び農振法の規制を受けない。 ・但し、残置森林の一部は農振農用地であるため、施設の建設や土地の形状を変更する等の開発行為を行う場合は、農振法第 15 条の 2 に基づく開発許可が必要である。</p> <p>※農振農用地である土地 岩泉町上有芸字水堀 22-21</p>
<p>沿岸広域 振興局 土木部 岩泉 土木センター</p>	<p>道路法 景観法、建設リサイクル法 建築基準法、景観法</p>	<p>工事車両の通行にあたり、道路を汚損しないよう留意するとともに、汚損した場合は復旧すること。</p> <p>事業に伴う開発行為（土地の形質変更等）について、行為着手 30 日前までに景観法第 16 条第 1 項の規定に基づく届出を行うこと。 建設工事について、建設工事に係る資源の再資源化等に関する法律第 10 条及び循環型地域社会の形成に関する条例第 21 条第 4 項に基づき、工事着手 7 日前に届出書を提出すること。</p> <p>建築物に該当する施設を建築する場合は、工事に着手する前に建築基準法第 6 条の規定に基づく確認申請の手続きを行うこと。 風力発電機等の新設行為について、行為着手 30 日前までに景観法第 16 条第 1 項の規定に基づく届出を行うこと。</p>
<p>沿岸広域 振興局 保健福祉 環境部</p>	<p>採石法・砂利採取法 岩手県希少野生動植物の保護に関する条例 土壌汚染対策法</p>	<p>照会のあった区域について、岩石採取計画又は砂利採取計画の認可申請は受けていない。 なお、当該開発区域には岩石が賦存していると思料されるが、工事に伴い副次的に行う岩石の採取行為が、社会通念上、採石業の実施と見なされる程度の規模、継続性を有し、当該工事に伴って土地から分離された岩石を販売したり、他の場所において使用する行為を伴えば採石業に該当すること。</p> <p>開発現場周辺に希少な植物及び哺乳類の存在が確認されているので、影響が無いよう注意願いたいこと。 (照会先：宮古保健福祉環境センター環境衛生課)</p> <p>一定規模（3,000m²）以上の土地の形質を変更する場合には、当該土地の形質変更に着手する 30 日前までに、土壌汚染対策法第 4 条第 1 項の規定に基づく届出書を提出する必要があること。 (照会・提出先：宮古保健福祉環境センター環境衛生課)</p>

衛星画像



赤線：林地開発許可申請箇所